

公益財団法人大分県自治人材育成センター 電力調達に係る入札説明書

(内訳)

- ・入札説明書
- ・仕様書
- ・契約書（案）

〒870-1124

大分県大分市大字旦野原847番地の3

公益財団法人大分県自治人材育成センター

電話番号（直通）097-547-8855

入札説明書

公益財団法人大分県自治人材育成センター（以下「センター」という。）で使用する電力調達業務の一般競争入札（以下「競争入札」という。）については、この入札説明書、仕様書その他関係規定に基づき実施するものとする。

この場合において、当該仕様等について疑義がある場合は、契約事務担当職員に説明を求めることができる。ただし、入札後仕様等についての不知又は不明を理由としての疑義を申し立てることはできない。

記

1 公告日

令和7年1月7日（火）

2 競争入札に付する事項

（1）調達をする物品等の種類及び予定数量

センターで使用する電気 103,368 キロワットアワー

（2）使用期間

令和7年3月1日から令和10年2月29日まで

（3）需要場所

仕様書別紙「対象施設の情報一覧」のとおり

（4）入札方法

一般競争入札により行う。

3 契約条項を示す日時及び場所

日時 令和7年1月7日（火）から同年1月20日（月）まで（日曜日、土曜日、祝日等の休日を除く）の午前9時から午後5時まで

担当部局 大分県大分市大字旦野原847番地の3

公益財団法人大分県自治人材育成センター

電話番号 097-547-8855（直通）

電子メールアドレス info@ojic.or.jp

4 入札参加資格

次の条件をすべて満たしている者

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （2）大分県が発注する物品等の製造の請負及び買い入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）を取得した者であること。

- (3) この公告の日から下記8に掲げる開札までの間に、大分県が発注する物品等の製造の請負及び買い入れ等に係る競争入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 参加資格確認申請書兼誓約書（第1号様式）をセンターに提出し、入札参加資格確認通知書（第2号様式）による参加資格認定通知を受けた者。
- (5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業者の登録を受けている者。
- (6) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
- ①暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ②暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ③暴力団員が役員となっている事業者
 - ④暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - ⑤暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - ⑥暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
 - ⑦役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - ⑧暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合があります。

5 入札説明会

実施しない。

6 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

7 最低制限価格

設定しない。

8 入札、開札の日時及び場所

日 時 令和7年1月27日（月）午前10時00分
場 所 大分県大分市大字旦野原847番地の3
大分県自治人材育成センター 1階 会議室
※5分前までに入場すること。

9 入札の方法

- (1) 入札しようとする者は、入札書(第3号様式)を作成し、指定の日時までに指定の場所に提出しなければならない。
- (2) 入札に関する行為を代理人に委任しようとする者は、当該入札に関する委任状(第4号様式)を入札前に提出しなければならない。
- (3) 入札書及び計算書は、直接提出する場合は封筒に入れ、かつ、封皮に氏名(法人の場合はその商号又は名称)を記入の上、提出すること。
- (4) 提出した入札書及び計算書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (5) 入札に参加する者が連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することが困難であると認められたときは、当該入札を延期又は中止することができるものとする。
- (6) 天災その他やむを得ない理由により公正な入札が行われないと認められるとき、又は入札に参加する者が入札に関する条件に違反したときは、当該入札を延期又は中止することができるものとする。

10 入札参加条件

- (1) 上記4(1)、(2)、(5)の条件を満たしていることを確認するため、参加資格確認申請書兼誓約書(第1号様式)を10(3)に掲げる期間に提出すること。なお、その際には、競争入札参加資格を有している書類(競争入札参加資格審査結果通知書の写し)及び電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定により小売電気事業者の登録を受けていることが確認できる書類(事業者コードの記載があるもの)を添付資料として提出すること。

(2) 提出方法

上記(1)に関する書類等は持参すること。

(3) 提出期間

令和7年1月7日(火)から同年1月20日(月)まで(日曜日、土曜日及び祝日等の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで。

(4) 提出先

〒870-1124 大分県大分市大字旦野原847番地の3
公益財団法人大分県自治人材育成センター

11 入札書及び計算書の記入方法等

- (1) 計算書は、仕様書に記載の契約電力、予定使用電力量及び力率を用いて電気料金見込額を見積もり、電気料金見込額の合計金額の110分の100に相当する金額を電気料金入札金額とすること。

なお、算定過程で電気料金見込額合計に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (2) 計算書の電気料金入札金額を入札書の電気料金入札金額欄に記入すること。なお、

落札金額は電気料金入札金額の100分の110に相当する金額（当該金額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）とする。

- (3) 基本料金単価は、力率割引及び割増し適用前の単価とする。
- (4) 電力量料金単価は、燃料費の変動に伴う発電費用の変動（燃料費等調整単価）及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金を含まない予定使用電力量に対する単価とする。
- (5) 仕様書の予定使用電力量は、3%の損失率に修正した数値である。
- (6) 入札書に記入した事項を訂正する場合は、訂正部分を二重線で消し、押印すること。
- (7) 数字はアラビア数字で記入すること。

12 開札の方法

- (1) 開札は、入札者又はその代理人が立ち会いのもと行う。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行うものとする。
- (2) 開札をした場合において、落札者がないときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、1回を限度とし、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合は直ちにその場で行うものとする。

13 入札保証金及び契約保証金に関する事項

- (1) 入札保証金
免除とする。
- (2) 契約保証金
契約金額（契約単価に契約予定数量を乗じて得た額）の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
 - ア 契約保証金以上の金額につき、保険会社との間にセンターを被保険者とする契約保証保険契約を締結し、その保険証券を提出したとき。
 - イ 過去2カ年間に、国又は都道府県又は公益財団法人大分県自治人材育成センターと、この契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したものについて、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

14 入札の無効

次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。
なお、無効入札した者は、再度入札に参加できない場合がある。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を提出しない代理人のした入札

- (3) 競争に際し、不当に価格をせり上げ、又は引き下げる目的で他人と連合したと認められる者のした入札
- (4) 記名押印を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 明らかに連合によると認められる入札
- (8) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2人以上の代理をした者の入札
- (9) 二以上の意思表示をした入札
- (10) 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づいて錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (11) 前各号に定めるものを除くほか、契約担当者において特に指定した事項に違反した入札

15 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格（電気料金入札金額）をもって申し込みをした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者の中くじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係ない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者を決定したときは、直ちに口頭で通知する。
- (4) 再度の入札をしても、落札者がないとき又は落札者が契約を結ばないときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第8項又は第9項の規定により随意契約を行うものとする。

16 契約書の提出期限

- (1) 落札者は、落札者の決定の通知を受けた日から7日以内に契約に必要な書類に必要な事項を記載し、記名押印のうえ上記13に掲げる契約保証金または上記13(1)もしくは(2)に掲げる事項を証明する書類を添えて提出すること。
- (2) 落札者は上記の期限内に契約に必要な書類を提出しないときは、落札者としての権利を失う。

17 その他

- (1) 目的外使用の禁止

この入札説明書の交付を受けた者はセンターから提供を受けた入札関連の文書を第三者に漏らしたり、本件入札及び契約等以外の目的に供してはならない。

(2) 関連法令等

本件入札の執行については、地方自治法、地方自治法施行令、大分県契約事務規則など関係法令の定めによる。

(3) 入札説明書等に関する質問等

ア 質問は、電力調達業務に係る入札質問書（第5号様式）により電子メールに添付する形で提出すること。電子メールを送付した場合は送付の都度、電話番号にメール到達確認を行うこと。なお、文書には担当者の部署、氏名、電話及びメールアドレスを併記するものとする。

- ① 質問の受付先：上記3の担当部局
- ② 質問の受付期間：令和7年1月7日（火）から同年1月20日（月）まで（日曜日、土曜日、祝日等の休日を除く）の午前9時から午後5時まで。
- ③ メールの件名は「（質問）電力調達」とする。

イ 質問に対する回答内容については、センターホームページで質問者名を伏せて公開すると共に、質問者以外の参加資格確認申請書兼誓約書を提出した者全員にも質問者名を伏せて電子メールで送付する。